

スーパーグローバルコースの修了認定に係る修了認定書の取扱い（骨子）

平成 年 月 日

スーパーグローバルコース実施運営協議会決定

- ◎各コースにおいて、履修者が定められた修了要件を満たした場合は、各コースから教育担当理事に修了予定者名簿を提出する。
- 教育担当の理事は、スーパーグローバルコース実施運営協議会の議を経て、当該の修了を認定し、総長に上申する。
- 総長は、前項の認定を受けて、修了認定書を発行する。
- ◎修了認定書の様式は、教育担当の理事が定める。
- ◎修了認定書発行に関する事務は、教育推進・学生支援部教務企画課において処理する。
- ◎この取扱いに定めるもののほか、修了認定書発行等に関し必要な事項は、スーパーグローバルコース実施運営協議会が定める。